

内 容 目 次

日本標準統計分類の発達と国際標準分類

——職業分類と産業分類——

1. 近代的人口調査と職業・産業分類
2. 1947年（昭和22）「臨時国勢調査」までの職業分類
3. 1950年（昭和25）からの職業分類
4. 1947年（昭和22）「臨時国勢調査」までの産業分類
5. 1950年（昭和25）からの産業分類
6. ISCO-88, ISIC-89と日本標準分類

日本標準統計分類の発達と国際標準分類

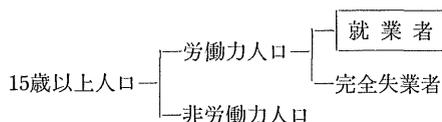
——職業分類と産業分類——

三 瀧 信 邦

1. 近代的人口調査と職業・産業分類

ここで「近代的人口調査」というのは、一国の人口数を把握する方法として戸籍簿に登録された人口を集計する「戸籍人口」や、住民登録簿の人口を集計する「登録人口」のような行政記録としてのいわば間接的な人口調査ではなく、直接に一国の人口数を把握することを目的とした全国人口統計調査（国勢調査）のことである。こうした意味での全国人口調査の第1号は1790年のアメリカ合衆国人口センサスである。日本のそれは1920年（大正9年）の第1回国勢調査である。

1990年は国連主催の世界人口調査年であり、日本をふくめ世界のおおくの国々で全国人口調査がおこなわれた（ただし、イタリーのようには1991年に実施する国もある）。ところで、人口調査の結果表章には各種の統計分類（質的あるいは量的）が用いられるが、そのなかでとくに重要なものに「就業者」——「国勢調査」や「労働力調査」では15歳以上人口のうち労働の意思と能力をもつ「労働力人口」から「完全失業者」を除いた者——を分類対象とする「職業分類」と「産業分類」がある。前者が「就業者」の事業所内部における分業を、後者が事業所（あるいは企業）相互間の分業を表章する。それぞれ現代社会における社会的分業を就業構造から表章するには不可欠であり、両者を表頭・表側とする「職業・産業別就業者数」という統計はきわめて有用である。そして日本の「国勢調査」（全国人口調査）や「労働力調査」では「就業者」の就業状態に関する調査が、いわゆる「労働力方式」——「就業者」の月末1週間（調査期間）における就業状態だけで、その職業や産業を判断——で行われている。



「就業者」の職業構造および産業構造の時系列分析や外国との比較を容易にするためには、分類の標準化（standardization）が不可欠である。そこで第2次大戦後は職業・産業分類についてそれぞれ「日本標準分類」や「国際標準分類」がつくられている。しかし一般的にいえること

は、二つの標準分類（国内と国際）の関係はしばしば二律背反的——あちら立てればこちら立たず——である。すなわち、先進資本主義国の経済構造をモデルとして作成、あるいは改訂される「国際標準分類」を、経済の発展段階が異なる各国がそれをそのまま自国の「標準分類」とすることが不都合であることは明らかである。そこで各国は自国の「標準分類」を作成あるいは改訂する場合、分類項目の体系を、国際比較性を重視して「国際標準分類」により近いものにするか、それとも自国の経済分析の視点を重視して独自性のあるものにするか、というジレンマに多かれ少なかれ当面する。「日本標準分類」の作成あるいは改訂の場合もその例外ではない。そして結局のところ「国際標準分類」を範としながらもそこにいくつかの独自性を盛り込んで「日本標準分類」が出来上がるというのが現実である。以下でそのプロセスをたどってみよう。

2. 1947年（昭和22）「臨時国勢調査」までの職業分類

職業分類と産業分類はどここの国でも当初は明確に分離していたわけではない。つまり、単純商品生産の時代（資本主義的生産とはことなり、生産者が自ら生産手段を所有して商品を生産する時代）には職業と産業とは分化せず、生産者個人の具体的有用労働（今日でいう職業）がそのまま直接に社会全体としての分業（今日でいう産業）を担っていた。そのような時代では職業がすなわち今日でいう産業でもあったので「産業的職業分類」が人口調査の結果表に用いられ社会的分業の表章形式として通用した。

その代表例が「甲斐国現在人別調」（1879、明治12）と「駿河国人別調」（1869、明治2）の職業分類である。いずれも杉亨二（1828～1917）の主導で実施されたが、とくに「甲斐国現在人別調」は明治政府の公式人口調査（太政大臣三条実美から山梨県への示達にもとづく）であり、やがて実施される予定の国勢調査の試験調査として位置づけられていた。

この「甲斐国現在人別調」の集計に用いられた「職業分類」は、A.ケトラー（1796～1874）主導の1846ベルギー人口調査（独立後第1回）の「職業分類」を範とした（岡松径「甲斐国現在人別調記憶談」（I）、『統計学雑誌』279号、1909年、p. 215～16）のである。次に示す（表1）でそのことを確認することができる。

しかし、「A.ケトラーの職業分類」（1846）は「産業的職業分類」というより一歩進んだ「産業分類¹⁾的職業分類」であるといつてよい。なぜならば、「甲斐国現在人別調」（1879）の職業分類では17個の職業分類項目が生産関連（1～8）→流通関連（9～10）→サービス関連（11～17）の順にただ羅列されているのに対し、「A.ケトラーの職業分類」（1846）では不完全ではあるが上位分類から下位分類へというように職業分類の体系化がみられるからである¹⁾。

1) くわしくは、拙著『経済統計分類論』（1983、有斐閣、p. 46 以下参照のこと）

「甲斐国現在人別調」（1879）から40年後におこなわれた「第1回国勢調査」（1920、大正9）

表 1 大分類項目対応表

	◎A. ケトレーの職業分類 (1846)		◎「甲斐国現在人別調」の職業分類 (1879)
I. 手 職 業	製 造 業	農 業	1. 農 作 等 ニ 係 ル 業
		食 料 品	2. 飲 食 等 ニ 係 ル 業
		衣 料 ・ 身 回 品	3. 身 装 等 ニ 係 ル 業
		建 築	4. 建 物 等 ニ 係 ル 業
		家 具 類	5. 家 具 等 ニ 係 ル 業
		手 工 業 (織物関係)	6. 織 物 等 ニ 係 ル 業
		金 属 製 品	7. 金 物 等 ニ 係 ル 業
		その他の職業	8. 其 他 ノ 製 造 ニ 係 ル 業
	商 業	9. 商 業	
			10. 通 達 融 通 等 ニ 係 ル 業
II. 自 由 業	司 法 官 , 官 吏 , 軍 人	11. 公 役 等 ニ 係 ル 業	
	神 父 , 牧 師	12. 宗 教 等 ニ 係 ル 業	
	教 師	13. 教 育 等 ニ 係 ル 業	
	医 師 , 保 健 師 , 薬 剂 師	14. 医 術 等 ニ 係 ル 業	
	文 士 , 芸 術 家 , 役 者 , 建 築 家	15. 学 術 等 ニ 係 ル 業	
	辻 音 楽 師 , 辻 バイオリン 弾 き	16. 遊 芸 等 ニ 係 ル 業	
	年 金 受 給 者 , 地 主 , 金 利 生 活 者	17. 其 他 ノ 業	
無 職 業			

表 2 大分類項目対応表

◎ J. ベルチヨンの職業分類草案 (1893)		◎ 第 1 回国勢調査の職業分類 (1920)
1. 採取産業 (農・林・水)	→	1. 農 業
2. 採鉱・採石業	→	2. 水 産 業
3. 工業	→	3. 鉱 業
4. 運輸業	→	4. 工 業
5. 商業	→	5. 商 業
6. 軍隊・警察	→	6. 交 通 業
7. 公務	→	7. 公 務 ・ 自 由 業
8. 自由業	→	8. その他の有業者
9. 財産収入生活者	→	9. 家 事 使 用 人
10. 家事労働	→	10. 無 職 業
11. 職業名の特定不能者	→	
12. 不生産者, 職業不詳者	→	

の職業分類は J・ベルチヨンの職業分類草案 (1893年に第 4 回 ISI に提案) に強く影響されていることはよく知られているが、両者の大分類項目の対応表 (表 2) を示そう。

ベルチヨン分類は前述のケトレー分類に比べてさらに体系的な「産業分類の職業分類」である。ところで内閣統計局は「準備的分类」としての職業分類を既に1907年 (明治40) に刊行しているが、その「緒言」²⁾に「ベルチヨン氏ノ分類ヲ参考シテ……」とあることからわかるよう

に、このころから「産業分類の職業分類」が国外からわが国に導入されたのである。

2) 『総理府統計局百年史資料集成』第2巻(人口上)横組ページ p. 41

一方、「産業」という概念が官庁統計にあらわれたのは「農商務通信規則」(農商務省達第21号, 1883, 明治16)からである。この調査は表式調査であるが、農・工・商・山林の生産数量をしらべることが目的であった。したがって、「職業」と「産業」がどのように結びつくのかという視点はなかった。換言すれば、個人(世帯の構成員)を「職業」と「産業」によって分類するという視点はなかった。1909年(明治42)から独立の「工場統計調査」が行われたが、工業のみが対象であり、ここでも全産業を念頭においた体系的な「産業分類」というとらえ方はない。

職業分類とは別個に全産業をカバーする体系的な産業分類が登場するのは昭和5(1930)年の国勢調査からである。

大正9(1920)年の第1回国調の職業分類は前述のようにJ・ベルションの影響を受けた「産業分類の職業分類」であった。しかし、個人の職業だけを調査して、所属する産業については調査していない。ところが昭和5(1930)年の国調の職業分類では、大分類と中分類は産業分類であるが、小分類段階で個人的作業の種類(すなわち職業)がはっきりとあらわれた。当時の内閣訓令第3号(昭和5.12.27)に「…産業の所属如何を問わず、其の労務の種類を同じくするものを類集し…」と、あるように、ようやく「職業」と「産業」の区別と関連が官庁統計ではっきりと認識されたのである。しかも、小分類項目には「従業上の地位」も組み込まれており、これによって当時の生業的経済活動(農・林・水)の実態がよく表章される一方、資本主義的生産が行われている工業部門の社長や取締役が個人業主とともに「業主」に一括されるという不合理さもあった。例として、両国調職業分類の大分類2.「水産業」の中分類・小分類項目を比較して示そう(表3)。

表3 「水産業」の中・小分類の比較

◎大正9(1920)国調の職業分類	◎昭和5(1930)国調の職業分類
大分類 2. 「水産業」	大分類 2. 「水産業」
中分類 3. 漁業, 製塩業	中分類 5. 漁業に従事する者
小分類 9. 漁撈, 採藻	小分類25. 漁業主
” 10. 魚介藻養殖	” 26. 漁業技術者, 職員
” 11. 製塩	” 27. 漁業労務者
” 12. 他の水産業	” 28. 漁業手助

昭和15(1940)年の国調用職業分類になると産業分類的色彩は全く消えて、大分類項目も一見して職業分類らしくなった。したがって、中分類も小分類ももちろん職業分類そのものであり、一方で産業分類が職業分類とは独立に形成されていく。こうした過程を職業分類の「純化」ともいうが、形式化の深化でもある。「形式化」とは職業分類からあまりに産業分類的色彩を消去してしまうことによって、かえって日本経済のその時期の発展段階を示す特殊な職業構造が見えに

くくなることをいう。換言すれば、農業部門と工業部門の職業構造の差異、生産関係のちがいがみえなくなる、ということである。

日本の職業分類は国勢調査用として作成され発展してきたが、昭和22（1947）年の第2次大戦後の最初の国勢調査にもそれが継承された。終戦直後のこの国勢調査（1947）に用いられた職業分類は、戦時中の軍需動員用分類という色彩が消去されたものの中分類項目名の多くは昭和15（1940）年国調用分類がそのまま使われている。

ところで、1947年「臨時国勢調査」までの職業分類にみられる大きな特徴は「無業」あるいは「無職業者」が大分類項目の末尾に設けられていたことである。そして1940年「国勢調査」までは中分類が、

- ① 収入に依る者
- ② その他の無職業者

に2分されている。つまり、①の財産収入などにより生活する無職業者と、②の失業者、とを区別して表章したのである。ところが、この「無業」あるいは「無職業者」という大分類項目は、1950年「国勢調査」の職業分類からは全く姿を消す（表4参照）。

表4 1950年以前の国調用職業分類の比較

1930年の国勢調査用	1940年の国勢調査用	1947年の国勢調査用	1950年の国勢調査用
1. 農 業	1. 経営者, 事務者	1. 事務的職業	0. 専門的技術的職業
2. 水 産 業	2. 技 術 者	2. 自由職業	1. 管理的職業
3. 鉱 業	3. 作 業 者	3. 農林水産技術者, 作業者	2. 事務従事者
4. 工 業	4. 公務者, 自由職業者, その他の職業者	4. 鉱山技術者, 作業者	3. 販売従事者
5. 商 業	5. 無職業者	5. 工的技術者, 作業者	4. 農夫, 伐木夫, 猟師, 漁夫および類似従事者
6. 交 通 業		6. 交通的職業	5. 採鉱, 採石的職業
7. 公務, 自由業		7. 商的職業	6. 運輸的職業
8. 家事使用人		8. 家事使用人	7. 8. 特殊技能工, 生産工程従事者および単純労働者(他に分類されない)
9. その他の使用人		9. その他の職業	9. サービス職業
10. 無 業		10. 無職業者	V. 分類不能の職業

なお、(表5)でみるように「日本標準職業分類」では制定当時(1960年)には「M. 無職」があったが1970年の第1次改訂で姿を消した。また「日本標準産業分類」でははじめから「無業」はない。このように職業分類と産業分類の双方から「無職」や「無業」が姿を消したのは「有職業者」=「有産業者」という形式的斉合性を優先させたためである。

3. 1950年（昭和25）からの職業分類

さて、1950年といえば日本はまだ占領下であったが GHQ（連合国軍総司令部）とアメリカの分類専門家の指導によって「1950年世界センサス」に参加するかたちで1950年「国勢調査」を実施し、そのための職業分類が作成された。この時以降日本の職業分類が積極的に国際比較性を重視するようになった。

一方、国際連盟の統計活動を継承した国際連合は ILO が中心となって「国際標準職業分類」(ISCO) を作成すべく、まず1949年に ISCO [草案] を発表、その後各国の意見を調整したのち1958年に ISCO を正式に制定したのである。ISCO は制定以後、1968年に第1次の改訂がおこなわれ、1988年には20年ぶりに第2次の改訂がおこなわれた（表9参照）。

また、日本も従来の「国調用職業分類」から脱皮して、広く各種の統計調査に用いることを目指した「標準分類」の作成に着手した。その際、当然に国際比較性を考慮して「日本標準職業分類」とISCO)との結びつきが強く意識された。

「日本標準職業分類」は1953（昭和28）年にはじめて [草案] が作成され、1960（昭和35）年に正式に制定、以後1970（昭和45）年に第1次改訂、1979（昭和54）年に第2次改訂、そして1986（昭和61）年に第3次の改訂がおこなわれた。その間の変化を大分類項目について(表5)でみよう。

ISCO も「日本標準職業分類」もともに分類の適用単位は当然個人であるが、「職業」の定義は ISCO では「遂行される仕事のタイプ」(type of work performed, or job), 「日本標準職業分類」では「収入を伴う継続的な仕事」であり、分類項目の設定基準の第1は「個人が従事する仕事の形態」である。ISCO も「日本標準職業分類」も職業を分類する基準は事業所内での具体的有用労働の形態、すなわち有用労働が生み出す使用価値の差異である。

[ISCO-88]（第2次改訂）の大きな特徴は job に加えて skill（技能度）を重視したことである。たとえば、Professionals（専門的職業従事者）と associate professionals（準専門技能者）とを大分類上で区別（大分類2.と3.）したり、skilled agricultural and fishery workers（農林水の技能労働者）と Elementary occupations（基礎的労働者）のなかの農・林・水の単純労働者とを区別（大分類6.と9.）したりするのがその例である。

一方、「日標職業分類—86」では、大分類 G.「農林漁業作業者」とか、大分類 H.「運輸・通信従事者」という産業分類を連想させるような分類項目がまだ残存している。そこでは skill(技能度)重視の視点が (ISCO)ほど明確ではない。ただ、非物的生産にかかわる職業（大分類A～F）を前半にまとめ、物的生産にかかわる職業（大分類G～I）を後半にまとめることによって従来の「日標職業分類」よりも第3次改訂（1986）ではより体系的なものとなった。なお、農林

表 5 日本標準職業分類の変化

1953年（草案）	'60年（制定）	'70年（1次改訂）	'79年（2次改訂）	'86年（3次改訂）
A 農業者、林業者および類似従事者	A 専門的・技術的職業従事者	A 専門的・技術的職業従事者	A 専門的・技術的職業従事者	A 専門的・技術的職業従事者
B 漁業者および類似従事者	B 管理的職業従事者	B 管理的職業従事者	B 管理的職業従事者	B 管理的職業従事者
C 採鉱、採石従事者および類似従事者	C 事務従事者	C 事務従事者	C 事務従事者	C 事務従事者
D 運輸機関運転従事者	D 販売従事者	D 販売従事者	D 販売従事者	D 販売従事者
E 製造修理従事者	E 農林業作業	E 農林業作業	E 農林漁業作業	E サービス職業従事者
F その他の生産従事者	F 漁業作業	F 漁業作業	F 採掘作業	F 保安職業従事者
G 専門的、技術的職業従事者	G 採鉱・採石作業	G 採鉱・採石作業	G 運輸・通信従事者	G 農林漁業作業
H 管理的職業従事者	H 運輸・通信従事者	H 運輸・通信従事者	H 技能工、生産工程作業および単純作業	H 運輸・通信従事者
I 事務従事者	I 技能工・生産工程作業	I 技能工、生産工程作業	I 保安職業従事者	I* 技能工、採掘・製造・建設作業および労務作業
J 売買および類似従事者	J 単純労働者	J 保安職業従事者	J サービス職業従事者	J 分類不能の職業
K サービス職業従事者	K 保安職業従事者	K サービス職業従事者	K 分類不能の職業	
L 分類不能の職業	L サービス職業従事者	L 分類不能の職業		
M 無職	M 無職			

* IにはI-1からI-7までの次のような亜大分類がある。

- I-1 採掘作業
- I-2 窯業・土石製品・金属材料・化学製品製造業者
- I-3 金属製品・機械製造業者
- I-4 その他の製品製造業者
- I-5 定置機関運転・建設機械運転・電気作業
- I-6 建設作業
- I-7 労務作業

水産業と運輸・通信業関係を除いたすべての「基礎的労働者」（いわゆる単純労働者）を大分類I.にまとめ、そこに7個の亜大分類を設けたことは大きな前進である（表5の注記参照）。

4. 1947年（昭和22）「臨時国勢調査」までの産業分類

前述したように職業分類と産業分類がともかくも分離したのは1930年（昭和5）の国勢調査用の分類からである。

両分類が分離独立し、職業分類は就業者の事業所内分業を、産業分類は事業所間（あるいは企業間）の社会的分業を、表章するようになるための大前提として、賃金労働者の出現＝労働力の商品化＝資本主義経済の成立、という社会的事実が存在しなければならない。すなわち社会的分

表 6 国勢調査用産業分類（大分類）の変遷(1)

1920年（大正9）	1930年（昭和5）	1940年（昭和15）	1947年（昭和22）
1. 農 業	1. 農 業	1. 農 業	1. 農 業
2. 水 産 業	2. 水 産 業	2. 水 産 業	2. 林 業
3. 鉱 業	3. 鉱 業	3. 鉱 業	3. 水 産 業
4. 工 業	4. 工 業	4. 工 業	4. 鉱 業
5. 商 業	5. 商 業	5. 商 業	5. 建 設 工 業
6. 交 通 業	6. 交 通 業	6. 交 通 業	6. 製 造 工 業
7. 公務, 自由業	7. 公務, 自由業	7. 公務, 自由業	7. ガス業, 電気業及 び水道業
8. 其他ノ有業者	8. 家 事	8. 家 事 業	8. 商 業
9. 家事使用人	9. 其他ノ産業	9. 其他ノ産業	9. 金 融 業
10. 無 職 業	10. 無 業	10. 無 業	10. 運 輸 ・ 通 信 業
			11. サ ー ビ ス 業
			12. 自 由 業
			13. 公 務 及 び 団 体
			14. 其ノ他ノ産業
			15. 無 業

業は事業所（あるいは企業）の商品生産によって担われ、その商品を生産するための作業工程の一部を担当するために賃金労働者が雇用される。こうなると産業と職業の分離が確立する。換言すれば、小商品生産の時代とは異なり、賃金労働者は原則として事業所内での部分労働者として職業をもち、事業所（あるいは企業）に組み込まれてはじめて特定の産業に所属することになる。彼は社会的分業としての商品生産にいわば間接的に参加する。「産業が職業のある者を規定するのであってその逆ではない」（上杉正一郎「日本標準産業分類について」、『経済学と統計』青木書店、1974年、p. 149）。

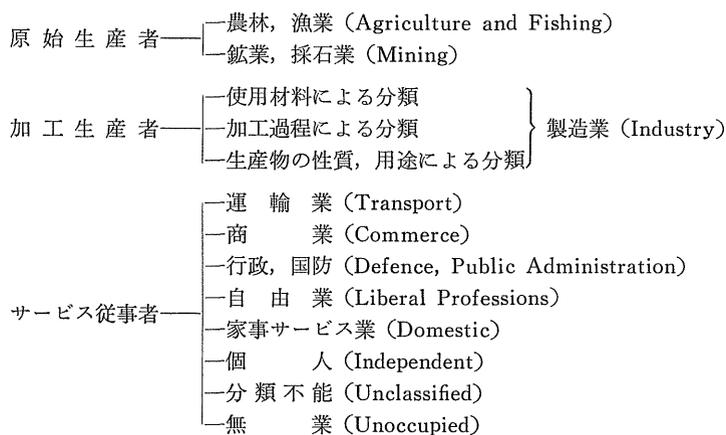
さて、国勢調査用の産業分類が職業分類とは別個に作成され、それが「日本標準産業分類」となるまでの間どのように変化したかを示そう。

（表6）にみるように、1920年の第1回国勢調査用の産業分類的「職業分類」は別として1930、1940、1947年の産業分類（大分類）の特徴は、まず物的生産に直接的にかかわる産業の項目（1～4、1947年では1～7）をならべ、それに非物的生産にかかわる産業の項目（5～10、1947年では8～15）が続いていることである。もう一つの特徴は、いずれの分類にも末尾に「無業」という項目が立てられていることである。しかし1947年国調では大分類「無業」の中・小分類はない。「無業」を産業分類の分類項目に立てているのは、おそらく職業分類の「無職業者」との対応を考慮してのことであつたらう。「日標産業分類」では1949年の制定当初から「無業」はない。

5. 1950年（昭和25）からの産業分類

1947年の戦後第1回目の国勢調査が終わると日本の産業分類も1950年世界センサスに向けて設定された ISIC（国際標準産業分類）との対応が不可避となった。つまり、「日本標準産業分類」の制定である。この過程は前述の「日本標準職業分類」と ISCO（国際標準職業分類）との関係にきわめて類似している。しかし、ISIC の形成と相前後して「日本標準産業分類」（1949年制定）ができ上がるまでは「国勢調査用産業分類」が事実上、標準分類の役割りを担っていた。これも職業分類の場合と同じである。

ところで「国調用産業分類」の原型は J. ベルションが 1895 年の第 5 回 ISI（ベルン）に提出した「職業分類を再編成した形の産業分類」（日野源四郎『職業と産業』（第 2 版）一粒社、1975 年、p. 137）であった。ここにいう「再編成」とは下記のようなものである。



1947年までの「国調用産業分類」（大分類）は（表 6）でみるように農・工・商・サービスという項目配列という点では大体同じであるが、1947年に「工業」から独立した大分類7. 「ガス業, 電気業及び水道業」は 1940 年, 1937 年, 1920 年の分類ではまだ「工業」の中分類の一つであった。それが（表 7）でみるように 1950 年以降になると「電気・ガス業, 水道業」は大分類「運輸, 通信及びその他の公益事業」に包摂されて、しかも「製造業」からはるか離れて「商業」や「金融業」の次に配列されるようになった。1955年国調用も同様であった。しかし「電気・ガス業」は私的な独占資本による製造業であってかつての国鉄や電々公社のような「運輸業, 通信業」（いわゆる「公益事業」）とはその性格を全く異にする。こうした「電気・ガス業」の「公益事業」的扱い（「運輸・通信業」の次にならべる）は 1985 年の「国調用産業分類」まで続いた。一方、1950年国調用を目指して作成された「日本標準産業分類」（1949年制定）では大分類 J. 「運輸, 通信その他の公益事業」の中分類に「熱, 光及び動力供給業」と「水道業及び衛生業」がおかれ

表 7 国勢調査用産業分類（大分類）の変遷(2)

1950年（昭和25）	1960年（昭和35）	1970年（昭和45）	1980年（昭和55）	1990年（平成2）
1. 農 業	1. 農 業	A. 農 業	A. 農 業	A. 農 業
2. 林業及び狩猟業（伐木業を含む）	2. 林業，狩猟業	B. 林業，狩猟業	B. 林業，狩猟業	B. 林 業
3. 漁業及び水産養殖業	3. 漁業，水産養殖業	C. 漁業，水産養殖業	C. 漁業，水産養殖業	C. 漁 業
4. 鉱 業	4. 鉱 業	D. 鉱 業	D. 鉱 業	D. 鉱 業
5. 建 設 業	5. 建 設 業	E. 建 設 業	E. 建 設 業	E. 建 設 業
6. 製 造 業	6. 製 造 業	F. 製 造 業	F. 製 造 業	F. 製 造 業
7. 卸売業及び小売業	7. 卸売業，小売業	G. 卸売業，小売業	G. 卸売業，小売業	G. 電気・ガス・熱供給・水道業
8. 金融，保険及び不動産業	8. 金融・保険・不動産業	H. 金融・保険業	H. 金融・保険業	H. 運輸・通信業
9. 運輸，通信及びその他の公益事業	9. 運輸・通信業	I. 不 動 産 業	I. 不 動 産 業	I. 卸売・小売業・飲食店
10. サービス業	10. 電気・ガス・水道	J. 運輸・通信業	J. 運輸・通信業	J. 金融・保険業
11. 公 務	11. サービス業	K. 電気・ガス・水道業	K. 電気・ガス・水道・熱供給業	K. 不 動 産 業
12. 分類不能の産業	12. 公 務	L. サービス業	L. サービス業	L. サービス業
13. 未 就 業	13. 分類不能の産業	M. 公 務	M. 公 務	M. 公務（他に分類されないもの）
		N. 分類不能の産業	N. 分類不能の産業	N. 分類不能の産業

た。これをうけて1950年「国調用産業分類」が上記のようになったのである。そして1985年国調までその体系が引き継がれてきた。

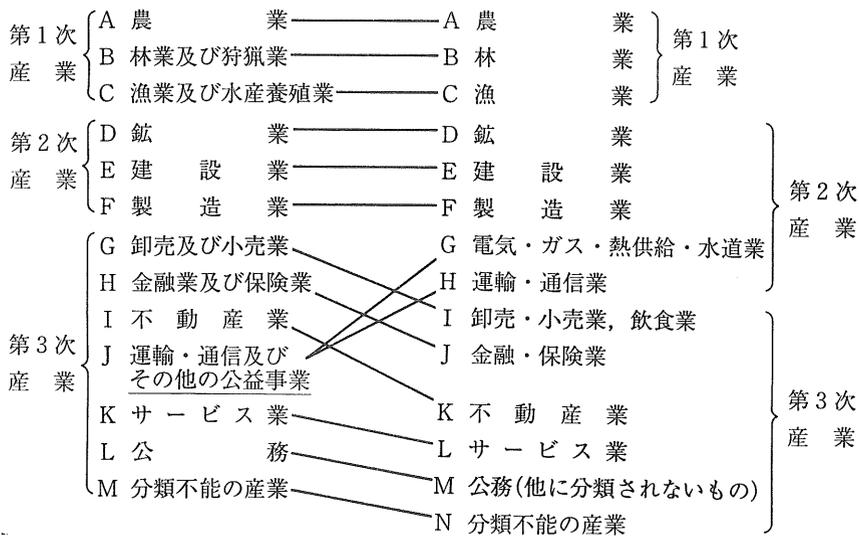
しかし、1984年の「日標産業分類」第9次改訂でそれまでの大分類「電気・ガス・水道業」と「運輸・通信業」は「製造業」の次におかれることになり、「公益事業」的扱いは消え去った。これは全く正しい。そのことはさらに、従来の第1次産業（農・林・水）、第2次産業（鉱・工・建）、第3次産業（電気・ガス、運輸・通信を含むその他の産業）という非科学的なまとめ方も改める時期に来ていることを物語る。（表8）をみていただきたい。I. 「卸売・小売業，飲食業」以下を物的生産に直接関係ない産業として第3次産業にまとめ、第2次産業にG. とH. を包含することが科学的であり、統計局もこれを受容すべきである。なお、通産省の「第3次産業活動指数」に電気・ガス，運輸・通信業そして公務までも含めているのは私には全く不可解である。

つぎに、「日本標準産業分類」の制定（1949）から ISIC の第3次改訂（1989）までの編年表を掲げておこう。

- 1949 ISIC 制定
- '49 「日本標準産業分類」（制定）
- '51 「日本標準産業分類」第1次改訂

- '53 「日本標準産業分類」第2次改訂
(1952.4.28 対日講和条約, 大分類K「サービス業」に小分類903「日本に駐留する外国軍隊の施設」, 細分類9031「小分類と同名」を新設)
- '54 「日本標準産業分類」第3次改訂
(大分類F「製造業」に中分類19「武器製造業」を新設)
- '57 「日本標準産業分類」第4次改訂
- '58 ISIC 第1次改訂
- '63 「日本標準産業分類」第5次改訂
- '67 「日本標準産業分類」第6次改訂
- '68 ISIC 第2次改訂
- '72 「日本標準産業分類」第7次改訂
- '76 「日本標準産業分類」第8次改訂
- '84 「日本標準産業分類」第9次改訂
- '89 ISIC 第3次改訂

表 8 「日本標準産業分類-1949年制定」と「日本標準産業分類-1984年第9次改訂」



6. ISCO-88, ISIC-89と日本標準分類

さて、前述したように、ISCO も ISIC も最近改訂をおこなっている(表9, 表10参照)。

ところが ISIC は1989年改訂であるから '90年国調には参考にするにも時間的に間に合わなかった。しかし一方の ISCO は1988年の改訂であり、その準備作業は1983年からはじまっていたのである。したがって「日本標準職業分類-86」, ひいては「'90年国调用分類」にそれを反映させることは十分可能であったはずである。ところが日本政府は ILO からの情報入手に手間どり、skill 重視の [ISCO-88] と「日標職業分類-86」とはいささかズレてしまった(表11参照)。

[ISCO-88] では9.「基礎的労働者」に skill の程度の低い労働者をすべて集めている。[日標

表 9 国際標準職業分類 (ISCO) 大分類項目の変化

ISCO-1949 (草案)	ISCO-1958 (制定)	ISCO-1968 (1次改訂)	ISCO-1988 (2次改訂)
1 Professional, Technical and Related Workers	0 Professional, Technical and Related Workers	1 Professional, Technical and Related Workers	1 Legislators, senior officials and managers
2 Managerial, Administrative Clerical and Related Workers	1 Administrative, Executive and Managerial Workers	2 Administrative and Managerial Workers	2 Professionals
3 Sales Workers	2 Clerical Workers	3 Clerical and Related Workers	3 Technicians and associate professionals
4 Farmers, Fishermen, Hunters, Lumbermen and related Workers	3 Sales Workers	4 Sales Workers	4 Clerks
5 Workers in Mine, Quarry and Related Occupations	4 Farmers, Fishermen, Hunters, Loggers and Related Workers	5 Service Workers	5 Service workers and shop and market sales workers
6 Workers in Operating Transport Occupations	5 Miners, Quarrymen and Related Workers	6 Agricultural Animal Husbandry and Forestry Workers, Fishermen and Hunters	6 Skilled agricultural and fishery workers
7 Craftsmen, Production Process Workers and Labourers not Elsewhere Classified	6 Workers in Transport and Communication Occupations	7/8/9 Production and Related Workers. Transport Equipment Operators and Labourers	7 Craft and related trades workers
8 Service Workers	7/8 Craftsmen, Production Process Workers, and Labourers Not Elsewhere Classified	X Workers Not Classifiable by Occupation	8 Plant and machine operators and assemblers
9 Occupations Unidentifiable or Not Reported	9 Service, Sport and Recreation Workers	Armed Forces : Members of the Armed Forces	9 Elementary occupations
	X Workers Not Classifiable by Occupation		0 Armed forces
	Armed Forces : Members of the Armed Forces		

職業分類-86]でもI.「技能工、採掘・製造・建設作業者及び労務作業者」に製造業を中心とした基礎的労働者を集めたが、[ISCO-88]のように販売、サービス、農林業、水産業、鉱業、建設業、製造業、運輸・通信関係のすべての基礎的労働者を包摂することはしなかった。また、[日標職業分類-86]のA.「専門的・技術的職業従事者」を[ISCO-88]ではskillの程度に応じて2.「Professionals」と3.「Technicians and associate professionals」に分割しているのも特徴的である。しかし、何といても[日標職業分類-86]で産業分類を連想させるG.「農林漁業作業者」やH.「運輸・通信従事者」がいまだに残存しているのはおかしい。ただ「農林漁業」にはまだ小商品生産的な様式が多くみられるから、職業と産業の分離ができにくいかもしれないが、産業分類の「運輸・通信業」と職業分類の「運輸・通信従事者」がいまだに併存しているのは職業分類の体系を乱すものである。少くとも「運輸・通信従事者」はskillの程度に応じてそれぞれの職業分類項目に振り分けるべきである。

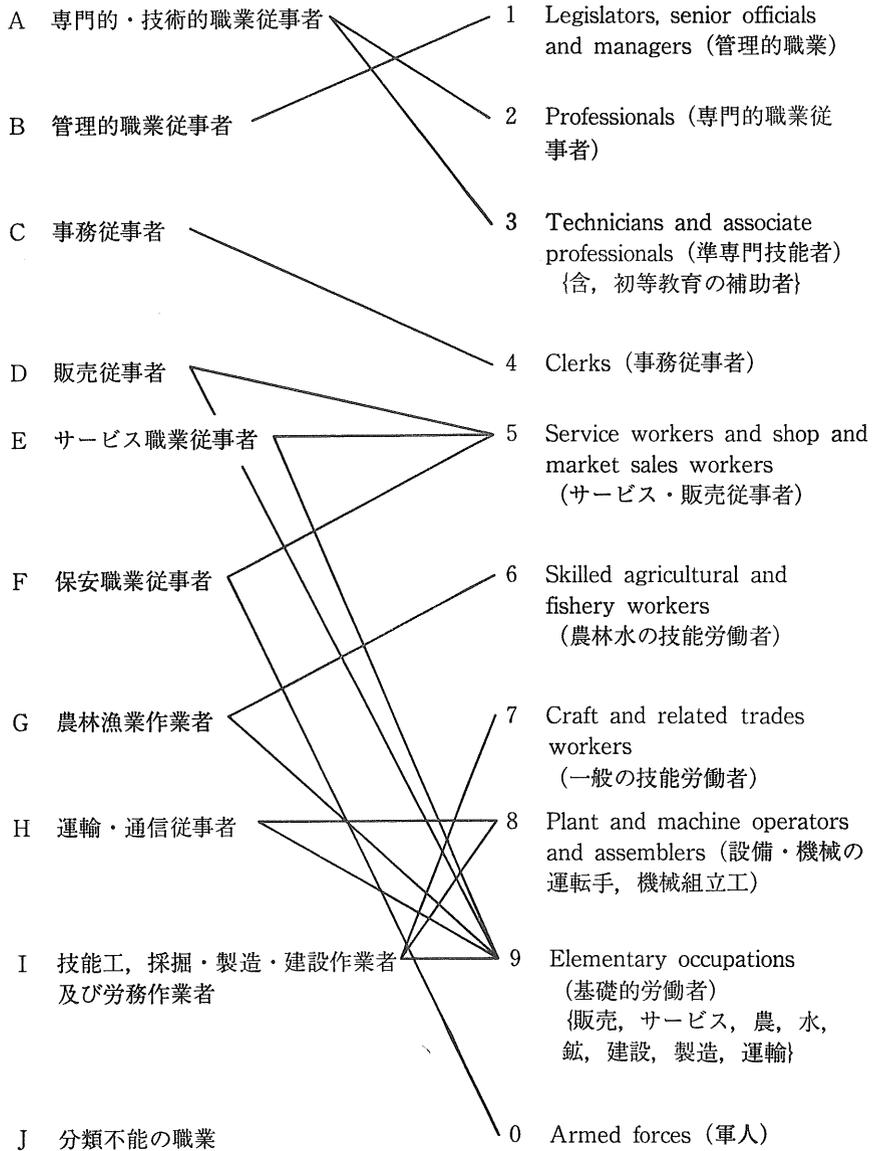
表 10 国際標準産業分類 (ISIC) 大分類項目の変化

ISIC-1949 (制定)	ISIC-1958 (1次改訂)	ISIC-1968 (2次改訂)	ISIC-1989 (3次改訂)
0. Agriculture, Forestry, Hunting and Fishing	0. Agriculture, Forestry, Hunting and Fishing	1. Agriculture, Forestry, Hunting and Fishing	A. Agriculture, Hunting and Forestry
1. Mining and Quarrying	1. Mining and Quarrying	2. Mining and Quarrying	B. Fishing
2-3. Manufacturing	2-3. Manufacturing	3. Manufacturing	C. Mining and Quarrying
4. Construction	4. Construction	4. Electricity, Gas and Water	D. Manufacturing
5. Electricity, Gas, Water and Sanitary-Services	5. Electricity, Gas, Water and Sanitary-Services	5. Construction	E. Electricity, Gas and Water Supply
6. Commerce	6. Commerce	6. Wholesale and Retail Trade and Restaurants and Hotels	F. Construction
7. Transport, Storage and Communication	7. Transport, Storage and Communication	7. Transport, Storage and Communication	G. Wholesale and Retail Trade; Repair of Motor Vehicles, Motorcycles and Personal and Household Goods
8. Services	8. Services	8. Financing, Insurance, Real Estate and Business Services	H. Hotels and Restaurants
9. Activities not adequately described	9. Activities not adequately described	9. Community, Social and Personal-Services	I. Transport, Storage and Communication
		0. Activities not adequately Defined	J. Financial Intermediation
			K. Real Estate, Renting and Business Activities
			L. Public Administration and Defence; Compulsory Social Security
			M. Education
			N. Health and Social Work
			O. Other Community, Social and Personal Service Activities
			P. Private Households with Employed Persons
			Q. Extra-Territorial Organizations and Bodies

最後に〔日本標準産業分類-84〕と〔ISIC-89〕を対比してみよう(表12参照)。

一見してわかることは「サービス業」の分割である。日標産業分類 L. 「サービス業」は従来から雑多な不生産的産業の羅列、という批判があり、利用者はその目的に応じてこれをいくつかに分割していた。〔ISIC-89〕では(表12)の対応表であきらかなように、日標の「サービス業」が7個の大分類(G, H, L, M, N, O, P)に分割され、商業、ホテル・レストラン、公務、

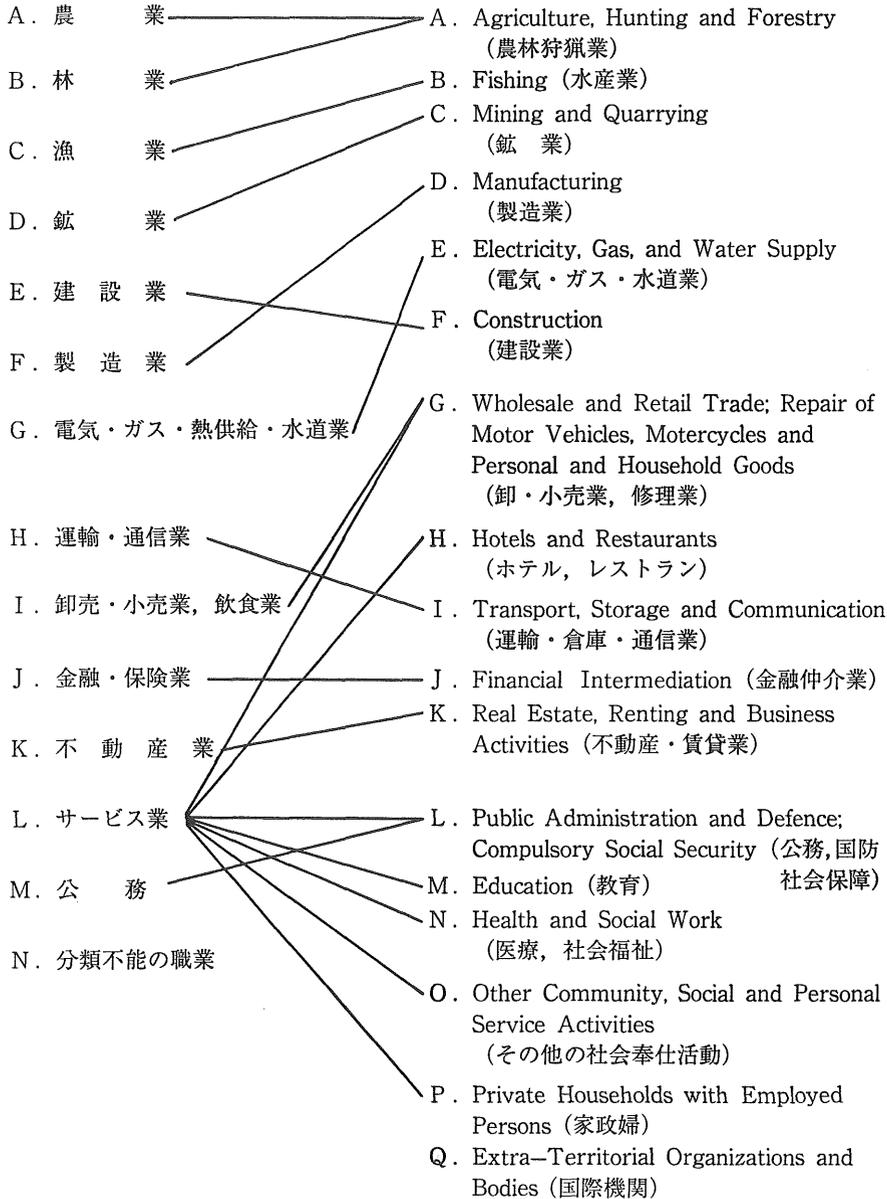
表 11 「日本標準職業分類—86」と「ISCO-88」の対比



教育, 医療・社会福祉, 対個人サービスなどをそれぞれ独立の大分類項目としている。次回の「日本標準産業分類」の第10次改訂ではこれが大幅にとり入れられるであろう。

要約すれば, 次の「日本標準職業分類」第4次改訂では skill の重視が, 「日本標準産業分類」の第10次改訂ではサービス業の分割独立が取り入れられるだろう, ということである。ただ, 本稿の最初にも記したように, 日本標準分類を改訂する場合, 国際比較性の視点と日本資本主義の特殊性反映の視点とは時に矛盾衝突することがあり, その場合新 SNA 導入のようにヤミクモに国際比較性だけを追求して計算のつじつま合せに熱を入れることは何の意味もないことであるの

表 12 〔日本標準産業分類—84〕と〔ISIC-89〕の対比



と同様、日本標準分類が ISCO や ISIC にただ忠実に右へならえをすることだけに熱を入れすぎないことである。

【追記】 本稿は『統計』（日本統計協会，1990年，6月号）所収の「統計分類の昭和史」に加筆し，データを補完したものである。